

2025年8月15日

公正取引委員会事務総局取引部企業取引課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律  
第四条の明示に関する規則」案等に対する意見について

2025年7月16日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

第四条の明示に関する規則」案等に対する意見について

項番	該当資料	該当箇所	意見等
1	別紙4 運用基準案	11 頁 第4 委託事業者の 禁止行為 2 支払遅延	<p>「委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない」とされている。</p> <p>これは、一括決済方式又は電子記録債権において、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者が割引料を負担して早期資金化を行い、支払期日に満額の受取ができないながらも①割引料相当額を委託事業者が中小受託事業者宛に別途支払う、または②製造委託等代金に予め割引料相当額を上乗せして委託事業者が中小受託事業者宛に支払うことで実質的に満額受け取ることができる、あるいは③その他に類する形で割引料相当額を何らかの形で後から委託事業者が補填する場合、「金銭による支払と同等の経済的効果」は生じると考えられるため、これらは禁止行為にあたらぬという理解でよいか。仮に、当該行為に該当する場合、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者が割引料を負担して早期資金化を行い、支払期日に満額の受取ができないのであれば、実質的な負担者が誰かに抛らず現金振込の際には発生しない利息等が発生することをもって「同等の経済的効果が生じるとは言えない」と解釈されると考えればよいか。</p> <p>また、「割引を受ける等の行為」には、中小受託事業者が一括決済方式又は電子記録債権を利用するにあたり、事前にファクタリング会社や金融機関等との間で（包括的な）利用契約を締結する行為は含まない、という理解でよいか。</p>

項番	該当資料	該当箇所	意見等
2	同上	同上	<p>一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるものについては、使用が認められないこととされている。</p> <p>当該支払手段の買取（ノンリコース）によって金銭を受領するものについては、中小受託事業者に対する訴求権が行使されることもなく、委託事業者が支払期日における割引料等を負担する場合は、「金銭による支払と同等の経済的効果」があり、使用が認められるとの理解でよいか。</p> <p>（支払方法の例）</p> <p>a. 中小受託事業者は支払期日において電子記録債権が自動的に割り引かれ、支払われることとする。ただし、割引料等は委託事業者が負担し、中小受託事業者が支払期日に必ず当該製造委託等代金の満額に相当する現金を受け取ることができる方法。</p> <p>b. 中小受託事業者は自らの判断で支払期日以降の任意の日に電子記録債権を割引する/しないを選択できるようにする。ただし、中小受託事業者が割引した際の割引料等は委託事業者が負担し、中小受託事業者が望めば、支払期日（または支払期日以降の任意の日）に当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることを可能とする方法。</p> <p>a、bともに委託事業者の負担方法は、割引料等（支払期日～電子記録債権の満期日の分）につき、①電子記録債権に加算し発生させる、②委託事業者が中小受託事業者に直接支払う、③その他の方法（委託事業者が直接取扱金融機関等へ支払う等）を想定。</p>

項番	該当資料	該当箇所	意見等
3	同上	同上	<p>一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるものについては、使用が認められないこととされている。</p> <p>当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等について、①手数料相当額を委託事業者が中小受託事業者宛に別途支払う、②製造委託等代金に予め上乗せして委託事業者が中小受託事業者へ支払う、あるいは③その他の方法で手数料相当額を何らかの形で後から委託事業者が補填し、いずれにおいても支払期日に受託事業者が製造委託等代金の満額に相当する現金を確実に受け取れる場合には、使用が認められるとの理解でよいか。</p>
4	別紙1 明示規則案	明示に関する規則 第一条	<p>運用基準案に従えば、一括決済方式または電子記録債権等、方式や手段の違いにかかわらず、中小受託事業者は第一条四で明示することが義務付けられている「支払期日」までに満額受け取ることが把握できれば必要十分であることから、一括決済方式または電子記録債権においてその満期日・決済日等を敢えて支払期日より前に到来させるものでなければ、「第一条五のハ 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日」や、「第一条六のロ 電子記録債権法に規定する当該電子記録債権の支払期日」については明示不要ではないか。</p> <p>少なくとも、第一条五のハと第一条六のロについては、「その決済手段により、満期日・決済日が支払期日より前に到来する場合には」という規定を追加できないか。</p>

以上